

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第140号

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(新任の場合の職務の級及び号給の決定基準)

第2条 新たに採用する地方公務員法（以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）（次条又は第4条の規定により職務の級及び号給を決定される者を除く。）の職務の級及び号給の決定については、初任給基準表（別表）の定めるところによる。ただし、同表に定めがないものについては、別に定めるところによるものとする。

(再任の場合の職務の級及び号給の決定基準)

第3条 4月1日に採用する会計年度任用職員のうち、同日の前日から引き続き同一と認められる職務に従事することとされる者（前条本文の規定により初任給基準を1級の1号給と定められている者（以下「1級1号給職員」という。）及び同条ただし書の規定により職務の級を3級に決定される者（以下「3級職員」という。）を除く。）の職務の級の決定については、同日においてその者が受けていた職務の級と同一とする。

2 前項の規定により職務の級を決定される者の号給の決定については、その採用の日の前日以前1年間におけるその者の勤務成績が良好である場合にあっては同日においてその者が受けていた号給の1号給上位の号給とし、同期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合にあっては同日においてその者が受けていた号給と同一とする。

3 前項の規定による勤務成績の判定の方法については、別に定める。

4 前年の4月2日以後に新たに会計年度任用職員となった者の号給の決定については、前2項の規定にかかわらず、別に定める。

(休職又は育児休業をしている会計年度任用職員の号給の決定基準等)

第4条 4月1日に採用する会計年度任用職員で、同日において休職し、又は育児休業をしている者のうち、同日の前日から引き続き同一と認められる職務に従事することとさ

れる者（1級1号給職員及び3級職員を除く。）の号給の決定については、前条第2項から第4項までの規定にかかわらず、同日においてその者が受けていた号給と同一とする。

- 2 前項の規定により号給を決定された会計年度任用職員が復職し、又は職務に復帰した場合において、他の会計年度任用職員との均衡上必要があると認められるときは、休職（別に定めるものを除く。）の期間については別に定める換算率により、育児休業の期間については100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定める日に、前条の場合に準じてその者の号給を決定するものとする。

（1週平均の正規の勤務時間数）

第5条 条例第3条第5項に規定する1週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる時間数とする。

- (1) 条例第2条に規定する1号職員（以下「1号職員」という。） 31時間までの範囲で別に定める時間数
- (2) 条例第3条第5項に規定する2号職員（以下「2号職員」という。） 京都市職員給与条例施行細則（以下「給与規則」という。）第7条の3第2号に掲げる時間数（通勤手当の運賃等相当額の特例）

第6条 条例第4条ただし書に規定する別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 会計年度任用職員が京都市敬老乗車証条例第1条に規定する敬老乗車証（以下「敬老乗車証」という。）を使用して通勤する場合
- (2) 別に定める場合

- 2 前項第1号に掲げる場合の通勤手当の額は、2号職員にあつては条例第3条第6項に規定する常勤職員の、1号職員にあつては同項に規定する再任用短時間勤務職員の例による。この場合において、給与規則第19条第3項第2号中「については、」とあるのは、「のうち、敬老乗車証を使用する区間については京都市敬老乗車証条例第4条本文の規定により納入する負担金の額に12分の1（敬老乗車証の有効期間が6箇月を超えないときは、6分の1）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）、その他の区間については」とする。

- 3 第1項第2号に掲げる場合の通勤手当の額は、別に定める。

（特殊勤務手当）

第7条 条例第6条に定めるもののほか、特殊勤務手当について必要な事項は、別に定める。

(勤務しないことについての承認の基準)

第8条 条例第7条第1項ただし書の規定による承認は、会計年度任用職員が年次休暇又は特別休暇を受けた場合（別に定める場合を除く。）及び職務に専念する義務を免除された場合（別に定める場合を除く。）に行う。ただし、次の表の左欄に掲げる理由により職務に専念する義務を免除された場合における承認の期間は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

	理 由	期 間
(1)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通の制限又は遮断	その都度必要と認める時間又は期間
(2)	風水震、火災その他非常災害による交通の遮断	同上
(3)	風水震、火災その他天災地変による会計年度任用職員の現住する住居の滅失又は破壊	1週間を超えない範囲内において、その都度必要と認める期間
(4)	(1)の項から(3)の項までによる場合のほか、交通機関の事故等の不可抗力による事故	その都度必要と認める時間
(5)	その会計年度任用職員の所属する機関の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止	その停止の期間
(6)	負傷又は疾病（地方公務員災害補償法（以下「補償法」という。）第28条若しくは第28条の2，労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第12条の8第3項若しくは第23条，京都市非常勤職員公務災害等補償条例（以下「補償条例」という。）第8条若しくは第8条の2，京都市労働者災害補償保険法の適用を受ける非常勤職員公務災害等補償規則（以下「補償規則」という。）第3条又は京都市労働者災害補償保険法の適用を受ける消防局非常勤職員公	1の年次につき40日の範囲内で別に定める期間の範囲内において、医師の証明等に基づき、必要と認める期間

	務災害等補償規則（以下「消防局補償規則」という。）第3条の規定により補償を受けることができるものを除く。）	
(7)	その他任命権者が特に必要と認める理由	その都度必要と認める時間又は期間

2 前項の表(6)の項に掲げる40日の範囲内で別に定める期間の日数の計算は、正規の勤務日のみによるものとする。

3 前項の場合において、任命権者が1時間を単位として計算することに相当の理由があると認めるときは、1日の正規の勤務時間に応じ別に定める時間を別に定める日数として計算する。

(給与の減額の特例)

第9条 会計年度任用職員が、正規の勤務時間について勤務しない場合（条例第7条第1項ただし書に規定する場合を除く。）における条例第8条の規定による給与の減額の特例は、次に定めるところによる。

(1) 勤務しなかった時間（勤務を要しない時間及び条例第7条第1項ただし書の規定による承認を受けた期間に係る時間を除く。以下同じ。）がその月の正規の勤務時間の全部にわたる場合は、給与の全額を支給しない。

(2) その月の正規の勤務時間が第13条に規定するその会計年度任用職員の1月平均の正規の勤務時間数を超える場合において、勤務しなかった時間の時間数がその月の正規の勤務時間の時間数の2分の1以下であり、かつ、条例第7条第1項の規定を適用したとした場合に減額することとなる額が給与月額（条例第14条に規定する給料月額並びにこれに対する地域手当及び別に定める手当の月額の合計額をいう。以下同じ。）の2分の1に相当する額を超えるときは、給与月額の2分の1に相当する額を減額する。

(3) その月の正規の勤務時間が第13条に規定するその会計年度任用職員の1月平均の正規の勤務時間数を超える場合において、勤務しなかった時間の時間数がその月の正規の勤務時間の時間数の2分の1を超えるときは、アに掲げる額からイに掲げる額を差し引いた額を減額する。

ア 給与月額

イ 給与月額をその月の正規の勤務時間の時間数で除して得た額に、当該時間数から

勤務しなかった時間の時間数を差し引いた時間数を乗じて得た額

2 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けている会計年度任用職員その他別に定める者が正規の勤務時間（部分休業の承認を受けている勤務時間その他別に定める時間を除く。）について勤務しなかった場合において、部分休業の承認を受けていない会計年度任用職員その他別に定める者が正規の勤務時間について勤務しなかった場合との均衡を考慮して必要があると認めるときは、別に定めるところにより給与を減額することができる。

(休業補償を受ける場合の給与の減額の特例)

第10条 次の各号に掲げる規定により休業補償を受けることができる場合において、条例又はこの規則により減額され、又は支給されないこととなる給与の額が、当該各号に掲げる額（以下「補償相当額」という。）を超えることとなるときは、条例又はこの規則の規定にかかわらず、当該補償相当額を給与から減額する。

- (1) 補償法第28条 補償法第2条第4項に規定する平均給与額に補償法第28条の規定により休業補償を受けることができる日数（その月に係る日数に限る。以下この条において同じ。）を乗じて得た額
- (2) 補償条例第8条 補償条例第6条の規定による補償基礎額に補償条例第8条の規定により休業補償を受けることができる日数を乗じて得た額
- (3) 補償規則第3条 労災保険法第8条の2の規定による休業給付基礎日額に補償規則第3条の規定により休業補償を受けることができる日数を乗じて得た額
- (4) 消防局補償規則第3条 労災保険法第8条の2の規定による休業給付基礎日額に消防局補償規則第3条の規定により休業補償を受けることができる日数を乗じて得た額

(その月分の給与から減額することができない場合の減額の方法)

第11条 給与を減額すべき事由が生じた場合において、その月分の給与から減額することができないときは、翌月分以降の給与から差し引くことができる。

(期末手当を支給しない会計年度任用職員)

第12条 条例第13条前段に規定する別に定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 1級1号給職員
- (2) 1週平均の正規の勤務時間数が15時間30分に満たない会計年度任用職員

(1月平均の正規の勤務時間数)

第13条 条例第14条に規定する1月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる時間数とする。

- (1) 1号職員 次号に掲げる時間数に第5条第1号に掲げる時間数を同条第2号に掲げる時間数で除して得た数を乗じて得た時間数（その時間数に1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間数）
- (2) 2号職員 給与規則第25条の2本文に規定する時間数  
(勤務1時間当たりの給与額)

第14条 条例第14条に規定する別に定める手当は、毎月定額により支給される手当のうち別に定める手当とする。

2 給与月額計算の基礎となる給料月額は、法律、条例等の規定により給料を減額されているときにおいても、本来その会計年度任用職員が受けるべき給料月額とする。ただし、法第29条の規定により減給処分を受けている場合においては、その期間に限り、減額された給料額をその会計年度任用職員の給料月額とみなす。

(退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算の特例)

第15条 条例第16条の規定により常時勤務することを要する者とみなして京都市職員退職手当支給条例を適用する2号職員（以下「退職手当対象職員」という。）に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同条に規定する勤務した日が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間は、同条例第3条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(退職手当を支給しない会計年度任用職員)

第16条 条例第16条前段に規定する別に定める者は、1級1号給職員とする。

(退職手当の加給の基準)

第17条 退職手当対象職員に対する京都市職員退職手当支給条例施行規則第3条の規定の適用については、同条第1号中「傷病」とあるのは、「任期满了、傷病」とする。

(特定の職員の給与)

第18条 条例第17条に規定する別に定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 定められた1週平均の正規の勤務日数が1日に満たない会計年度任用職員
- (2) 30日の範囲内で任期が定められた会計年度任用職員
- (3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項の規定の適用を受ける会計年度任用職員

2 前項各号に掲げる者の給与については、他の会計年度任用職員との均衡を考慮して別に定める。

(旅費の級)

第19条 会計年度任用職員の旅費の級は、2級とする。ただし、別に定める者の旅費の級は、別に定める。

(端数計算)

第20条 条例第14条の規定により勤務1時間当たりの給与額を計算する場合において、その計算の基礎となる地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 条例及びこの規則に定めるところにより給与を減額する場合において、勤務しない1日又は1時間につき減額すべき額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げる。

3 条例及びこの規則に定めるところにより給与を減額する場合において、その計算の基礎となる時間数に30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間として計算する。

(給与簿)

第21条 給与簿については、給与規則の適用を受ける職員の例による。

(委任規定)

第22条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行について必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成32年4月1日から施行する。

(新任の場合の職務の級及び号給の決定の特例)

2 この規則の施行の日の前日において京都市報酬及び費用弁償条例（以下「報酬等条例」という。）第2条第14号の規定により月額で報酬を受けていた非常勤の職員で、同日から引き続き同一と認められる職務に従事する会計年度任用職員のうち、初任給基準表の定めるところにより決定される職務の級及び号給による給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額が同日において報酬等条例第2条第14号の規定により受けていた報酬の月額に達しないこととなるものの職務の級及び号給の決定については、第

2条の規定にかかわらず、別に定めるところによるものとする。

別表（第2条関係）

初任給基準表

会計年度任用職員の区分		職務の級	号給
(1)	消費生活総合センターにおける消費生活に関する相談に応じる職務に従事する者又はこれと同程度の複雑、困難及び責任の度であると認められる職務に従事する者	2	49
(2)	保健福祉局生活福祉部生活福祉課における医療扶助の相談支援の職務に従事する者又はこれと同程度の複雑、困難及び責任の度であると認められる職務に従事する者	1	72
(3)	児童福祉センター発達相談所診療療育課における看護の職務に従事する者又はこれと同程度の複雑、困難及び責任の度であると認められる職務に従事する者	1	67
(4)	区役所又は区役所支所の健康福祉部保険年金課における国民年金の相談の職務に従事する者又はこれと同程度の複雑、困難及び責任の度であると認められる職務に従事する者	1	57
(5)	保育所における保育の職務に従事する者又はこれと同程度の複雑、困難及び責任の度であると認められる職務に従事する者	1	47
(6)	区役所又は区役所支所の地域力推進室における宿日直の職務に従事する者又はこれと同程度の複雑、困難及び責任の度であると認められる職務に従事する者	1	32
(7)	補助的な職務に従事する者	1	1

(行財政局人事部給与課)